

日本軍政下における フィリピンの文教政策

石 井 均

はじめに

フィリピンを占領した日本軍は、フィリピンを「大東亜共栄圏」の一環として確保するために、各種の方策を行ってきた。すなわち、日本軍は、戦争遂行上必要な軍事上の施策を実施する一方、バルガスを長官とする比島行政府を発足せしめ、「大東亜共栄圏」下の支配体制の確立をはかろうとした。こうした日本軍政によるフィリピン支配は、軍政部（のちの軍政監部）を軸として行われたのである。文教政策はきわめて重要な役割を果たしている。

クラウゼヴィッツによれば、戦争とは、「政治におけるとは異なる手段をもってする政治の継続にはかならない」ものであり、また、その目的は、「一種の強力行為であり、その旨とするところは相手に我が方の意志を強要するにある」⁽¹⁾。すなわち、自国の要求と主張を物理的な力で実現しようとする政治行動が戦争であり、国家意志の強要の方策として最も端的にあらわされるのが文教政策であると言えよう。本稿では、このような視点から、「大東亜共栄圏」理念の普及・徹底のためにとられたフィリピンにおける日本軍政下の文教政策をあきらかにすることを目的としている。筆者はもとより軍政を肯定する者ではないが、まず日本側の資料を中心として、日本側の施策をあきらかにすることが重要であると思うので、昭和十七年五月に大東亜建設審議会で決定された「大東亜建設ニ処スル文教政策」⁽²⁾との関連を中心に考察したい。⁽³⁾

なお、本稿では、マニラ陥落から、ラウレルを大統領とするフィリピン共和国

成立（昭和十八年一月一日）までの期間を扱っている。

一、教育に関する方策

1. 軍政布告と教育の根本方針

フィリピンを攻略したのは、本間雅晴を軍司令官とする第一四軍（通称「渡」集団）であった。この第一四軍がマニラを占領した翌日の昭和十七年一月三日から、フィリピンにおける日本軍政が始まると言えよう。

マニラ占領とともに軍政が宣布され、軍政部（のちの軍政監部）が設立された。フィリピンにおける日本軍政は、軍が直接実施する直接行政と、比島行政府を使って実施する間接行政とが並存していたことに特色があると言えよう。比島行政府は昭和十七年一月二三日に成立し、主としてフィリピン人を対象とする行政を行ったが、言うまでもなく軍政部の指揮下にはいっていた。なお、文教政策に関しては、軍政部の内務部と比島行政府の教育厚生部が担当した。

日本軍政下におけるフィリピンの教育に関する基本方針は、昭和十七年二月七日、比島行政府長官宛に大日本軍司令官名で出された「教育ノ根本方針ニ関スル件」（訓令第二号）に次のように示されている。

爾今比島教育ハ左記根本方針ニ拠リ徹ニ其ノ革新ヲ期スヘシ

一、東亜共栄圏ノ一環トシテ新秩序建設ノ意義ヲ認識セシメ之ニ対スル比島ノ寄与スヘキ負担ヲ理解シ日比親善関係ヲ十分ニ強化スルコト

二、欧米特ニ米英依存ノ思想ヲ根絶シ東洋人タルノ自覚ニ基ク比島文化ヲ建設スルコト

三、物質ノ偏重ヲ排シ道義ノ涵養ニ努ムルコト

四、日本語ノ普及ヲ図ルト共ニ英語ノ使用ハ漸ヲ追ヒ之ヲ廃スルコト

五、初等教育ノ普及並ニ実業教育ノ振興ニ重点ヲ置クコト

六、勤勞精神ヲ鼓吹スルコト

備考

比律賓ノ国語（タガログ）ノ普及ニ関シテハ教育厚生部内国語調査会ニ於テ審議ノ上速ニ促進スルコト⁽⁴⁾

すなわち、ここではまず、フィリピンを大東亜共栄圏の一環として認識させ、

新秩序建設に寄与すべきことを教育の根本精神としていたのである。このため、初等教育や実業教育に重点を置き、日本語とタガログ語を普及し、英米依存主義を根絶し、東洋人たるの自覚を促し、物質偏重の弊を矯正することを命じたものであった。このように、訓令第2号では、「大東亜共栄圏」下のフィリピンの教育の根本方針が述べられていたのである。

また、この訓令に基づいて昭和十七年五月一九日に開催された第一回州知事、市長並に財務長官会議において、軍政部長林義秀少将は、教育の革新について、訓示の中で次のように述べている。

比島従来ノ依他的觀念ヲ払拭シテ自主独立ノ氣風ヲ涵養振作シ去華就実ノ風潮ヲ養成スルハ比島更正ノ精神的礎石タリ、而シテ叙上ノ幣風ヲ矯正シ人格ヲ陶冶シ健全ナル社会ヲ再建スルノ途ハ一ニ教育ノ革新ニ俟タザルベカラズ。

嚮ニ比島教育ノ根本方針ヲ審議決定シ他ノ一般政務ニ之ヲ優先実施セシメタル所以ノモノモ要ハ可及的速ニ比島人自ラノ反省自覚ニ於テ根本的ナル精神革命ヲ断行シ自力更生ノ態勢樹立ヲ冀求スルノ念慮ニ外ナラズ。

林義秀少将のこの訓示でも、「比島従来ノ依他的觀念ヲ払拭」し、「比島人自ラノ反省自覚ニ於テ根本的ナル精神革命ヲ断行」することが要望されており、米英依存の風潮を断ち、日本を盟主とする大東亜共栄圏の一環としてのフィリピン人の自覚を促すべきことが述べられているのである。

以上のように、フィリピンにおける教育の根本方針とは、とりもなおさず、「大東亜共栄圏」の理念の普及徹底がその根底をなすものであると言える。

2. 学校の再開

「教育ノ根本方針」を普及徹底するためには、戦争のため閉鎖されていた学校を再開する必要にせまられ、早くも昭和十七年二月一八日には、「学校再開ニ関スル件」(指示、第二号)が、軍政部長から比島行政府教育厚生部長官宛に、次のように出されている。

学校再開ニ関スル措置ニ関シテ左ノ如ク指示ス

依ツテ速カニ再開ノ準備ヲ整ヘ萬遺算ナキヲ期スヘシ

一、新教育方針ヲ学校再開ニ先チ学校長、学校経営者及教師ニ充分徹底セシメ

且之カ嚴守ヲ誓約セシムルコト

- 二、被教育者ニ対シ各教科目ヲ通シテ新教育方針ノ精神ニ則リ教授スルコト
- 三、教科書ハ近キ将来新事態ニ即応シ新ニ編纂セル教科書ヲ使用スヘキモ差当リハ日比専門家ヨリ成ル教科書審査委員会ニ於テ不適當ナル箇所ヲ削除シタル従来ノ教科書ノ使用ヲ認ムルコト

四、再開ノ順序

概ネ左ノ順序ニ從ヒ再開シ又ハ再開ヲ許可スルコト

(1)初等教育ヨリ順次高等教育ニ及フコト

(2)師範学校、自然科学(農業、水産、医学、工学等)及実業学校系統ヲ

先ニシ順次他ニ及フコト

(3)官公立学校ヲ先ニシ順次私立学校ニ及フコト

(4)敵性国人及華僑経営ノ学校ハ別ニ指示スルマテ再開セシメサルコト、

此等学校ノ児童、生徒ハ他ニ転校収容ヲ考慮スルコト

- 五、学校ヲ再開シ又ハ再開ヲ許可シタルトキハ其ノ都度詳細ヲ軍政部長ニ報告スルコト

この指示は、学校再開に関する措置を命令したものであって、新教育方針の徹底、使用教科書の指定、再開の順序の三点に要約される。すなわち、教師、生徒および文教当局者に対し、訓令第2号にみられる教育の根本方針を徹底すること、教科書は教科書審査委員会の審査を経たものを暫定的に使用すること、初等から高等へ、公立から私立へ、職業教育から普通教育の順序で再開することが定められたのであった。

フィリピンの学校は、このような方針に基づいて漸次再開されることになった。まず最初は、昭和十七年五月三日付の「公立小学校再開ニ関スル件」(指示第二二三号)および同五月一〇日付の「公立小学校再開期日ニ関スル件」(指示第二六号)によって、昭和十七年六月一日から公立小学校が再開されることが定められたのであった。

学校再開に関する問題は、不安定な状況下で教師や児童が登校を渋っていたことであった。住民の大多数は疎開しており、都市へ出ることさえ恐れ、日本軍政当局によって任命された市長らは時として住民の避難場所まで出向き、元校長や

比島公立小学校読本（村ノ内外）

教師用 第一学年ト同ジ

第三学年

比島公立小学校読本（旗ノ話其他）

比島算術教科書 第三学年用

音楽叢書 卷一

第四学年

比島公立小学校読本（我国ノ偉人ノ話其他）

比島算術教科書 第四学年用

音楽叢書 卷二

第五学年

比島読本 卷五

算術教科書 上級用卷一

修身教科書（心ト行）第五学年用

第六学年

比島読本 卷六

生理衛生教科書

算術教科書 上級用卷二

修身教科書（心ト行）第六学年用⁽¹⁸⁾

このほかには、コレクト・イングリツシ・マニユアル一、二年用、エレメンタリー・シビックス五、六年用、フィリッピン・シビックスなどは使用を禁止された。⁽¹⁹⁾

使用を許可された教科書と言えども、米英讚美など軍政当局にとって不都合な部分は、紙を貼られたり、黒インクでぬりつぶされて「幼稚園児の作ったスクラップブック」のような状態で、フィリピン版「墨ぬり教科書」が登場したのであった。もちろん、前政権（コモンウェルス政府）の象徴はすべて削除され、算数の計算にしても、ドルやシリング等の単位は使用されなかった。⁽²⁰⁾

ところで、こうした教科書審査の事情を物語るものの一つとして、扇谷正造の「マニラの一日」という記録文に登場する「内務部のU教育班長」の言葉を、少

少長い、引用しておきたい。

「第一期計画として、とりあへず六月一日から比島だけで百校の小学校を再開する。校舎も人も集つたが、問題は教材です。我々の理想を鼓吹すべき教材が、新教材が、何にもないので。御覧になりましたか。比島の小学校読本を。とにかくこれでは駄目です。例へば、国語読本には日本に関する教材が三つ掲載されてゐる。何れも小泉八雲の作品で、いかにもアメリカ好みの教材です。この中、『松山鏡』と『三陸の津波』、これはまあいい。最後のやつは『逆しまの国』といふ題で、猿廻しの絵にネネコ姿の子守が眺めてゐるといふ挿絵が入つてゐる。三つの教材を通して読者の受けとる印象は、日本は何か『夢の国だ』が、文化後進国』といふ感じなのです。近代日本を歪曲するも甚しい。歴史の教材では、出て来る偉人は全部リンカーン、ワシントン、エヂソンと米人許りで日本人、いな東洋人は一人もゐない。日本に関する地理の記述なども杜撰な、而も極めて短いもので、とりあえず地歴の教材は全部、また公民科のうち、すでに軍政施行と同時に廃止も宣言されてゐる選挙制や民主主義に関するものは削除して使用させる事にしました。⁽²²⁾

「文化工作は理窟ではない、愛情です。同じアジア人、この共通の観念です。そこから見直した新しき歴史、地理、道徳……さういふ教材が、欲しいのです。米人に都合のいい様に歪めて物を見る事に馴らされて来た比島人に、新しきアジアの眼を養はせたいと思ふのです。借り物の欧米文化をぬぎ捨て、東洋人に還れと叫ぶのですが、そのためには教材が不可欠だ。教材、教材、新教材……」自らの職務に忠実なU教育班長の言葉には当時の日本軍政当局側の考え方がよく反映されていると言えよう。たしかに、「借り物の欧米文化をぬぎ捨て」させようとしたことは事実であるが、しかしそれはあくまでも新しい「大東亜共栄圏」の盟主である日本の文化をフィリピン人に強要する側面をもっていたのである。

二、言語に関する方策

1. 日本語普及の方針

「大東亜建設ニ処スル文教政策」によってあきらかなように、また占領軍の実際上の必要性から、フィリピンにおいても、日本語の普及は重要な問題となつて

いた。すでに述べたフィリピンにおける「教育の根本方針」（訓令第二号）でも「日本語ノ普及ヲ図ルト共ニ英語ノ使用ハ漸ヲ追ヒ之ヲ廃スルコト」とされ、軍政当局は、昭和十七年七月二四日に日本語を公用語と定め、その普及を急いだ。たとえば、フィリピンにおける第二回州知事市長会議（昭和十七年八月二日）において、軍政監は、「教育ノ革新振興」の項の中で日本語の普及について次のような訓示を行っている。

就中刻下新比島ノ教育ニ於テ最モ重視スベキハ先般公用語ト決定セラレタル日本語ノ普及ナリ、抑日本語ハ、東亜共栄圏内ノ共通語タルベキモノニシテ之ヲ解スレバ近キ将来共栄圏内何処ニ於テモ其ノ用ヲ弁ゼザルナキニ至ルベク加之新生比島建設ノ為東洋文化ノ吸収ヲ初メ凡有新知識ノ習得ハ将来日本語ヲ介スルノ他全然其ノ途ナキニ想到スルトキ比島ニ於ケル日本語ノ重要性ハ此処ニ贅言ノ要ナカルベシ諸子ハ諸子自ラ日本語ノ修得ニ努力シ以テ一般大衆ニ範ヲ示スベシ⁽²⁶⁾

このように、軍政監は、日本語の普及について触れ、日本軍によって任命された多くのフィリピン人の知事・市長に対し、「諸子自ラ日本語ノ修得ニ努力」せよとの訓示を行い上からの指示を徹底しているのである。

2. 学校における日本語教育

フィリピンの日本軍政当局は、小学校再開（一七年六月）時点から日本語の教授を学校教育の中で徐々にとりあげており、昭和十八年一月には公式に日本語教育が指令されている。⁽²⁵⁾これは、ひとつには昭和十七年一二月に教員訓練所の第一期生が卒業したことによるものであり、また、日本政府派遣の日本語教育要員が到着したことによって、日本語教育の体制が整ったことによるものであると言えよう。

学校の日本語の教科書として正式に採用されたものは、日本語教育振興会編の『ハナシコトバ』⁽²⁶⁾および『日本語読本』であったが、教科書は非常に不足していたという。

こうした日本語教育普及のために、昭和十七年八月三十一日には、マニラに小学校向けの日本語教員養成所である前述の教員訓練所が開校されている。養成期間

は三カ月半から五カ月までで、第一回から第六回まで一千名を越える卒業生を出している。ここでの教科目は、日本語、日本文化、教育の根本方針、体操、音楽等であった。なお、この学校は、のちに、日本語専門学校に統合せられたといわれる。⁽²⁷⁾

この教員訓練所では、フィリピンの新教育の根本方針が中心に注入されたことは言うまでもなく、たとえば、第四・五期生入所式において、軍政監は次のような訓示を行っている。（昭和十八年八月二四日）

……現下比島教育ノ刷新ハ教員訓練所ヨリト謂フモ過言ニアラズ、而シテ此ノ事実ハ比島ガ東洋人タルノ本然ノ姿ニ還ルニ急速ニ米英的影響ヲ離脱シ得ルノ可能性ヲ示スモノニシテ大東亜共栄圏ノ一環タルベキ比島ノ更生ハ期シテ俟ツベキモノアルヲ信ズ。⁽²⁸⁾

ところで、軍政監部では学校再開の条件として、日本語の授業を一日に二〇分間（フィリピンの小学校の一時限分に相当）行うことを決めていた。したがって、「先生は、日本人、或は日本語のできるフィリピン人といふことにしたのであるが、この何れも、なかなか揃はず、日本語の先生の足りないために再開がおくれないといふ有様であった。」⁽²⁹⁾

しかし、それでも日本語の普及が徐々に進むと、昭和十八年五月二日には、「比島日本語教員ノ資格ニ関スル件」（監令第一五号）が出され、「比島ニ於ケル学校其ノ他ノ教育施設ニ於テ日本語教育ニ従事スル者ハ日本語教員免許状ヲ有スル者タルコトヲ要ス」（第一条）⁽³⁰⁾ことになった。これによって、教員免許状は、日本語教員養成を目的とする公立の学校又は施設においてその課程を修了した者、および日本語教員検定委員会が行う日本語教員資格検定に合格した者に授与されることになり、これらは初級、中級、上級の三種とされた。⁽³¹⁾

この監令第一五号に基づいて日本語教員検定委員会が、同五月二日に比島軍政監部内務部に設置され、最初の初級試験は六月一、二日に実施された。試験科目は、(一)教育の根本方針、(二)読方、書方、日英訳、英文日訳、文法、書取、(三)教授法からなり、受験資格のうち学歴については、ハイスクールを卒業した者又はハイスクールと同等以上の学校を卒業した者となっていた。⁽³²⁾

なお、実施された期日は不明であるが、初級筆記試験を注に掲げている。⁽³³⁾

こうして資格を得た日本語教員は、小学校をはじめとする各地の学校で、日本語を教えたのであるが、各言語の複雑なフィリピンでは、日本語の普及は、困難であったと言えよう。蒲生英男は、このような点について次のように述べている。

……それはともかく、フィリピン人はスペインとアメリカとに語学教育を散散にやられて来たのであるから、子供も外国の言葉を覚えるのは速く、また敏感に疑問を起す。当然、先生の方が負ける程に、子供の日本語の力は進んで行くのである。しかし、この様な子供でも、休み時間や、家庭でまで日本語を話す程にはなつてゐない。精々一年たつたばかりである。彼らの生活語は、やはり、その地方地方の土語であり、教室で日本語の時間以外に、先生と生徒との間に交す言葉は、完全に英語である。教科書は全部英語で書いてある。どの科目の授業を見ても、英語を教へるためにやつてゐる様にさへ見える。この現実は今後どんなに変わるか。³⁴⁾

行政制度や学校制度の中で、大きな比重を占めてきた英語に代わって日本語を用いる方針は、短期間には容易なことではなかったことが推察される。

3. タガログ語の普及

フィリピン占領後出された「教育ノ根本方針ニ関スル件」では、「比律賓ノ国語(タガログ)ノ普及ニ関シテハ教育厚生部内国語調査会ニ於テ審議ノ上速ニ促進スルコト」と定められていた。このため、比島行政内での教育厚生部内には国語調査会が置かれ、「中央行政機関及裁判所事務分掌規程」第六章第四条に、その任務が次のように定められている。

第四条 国語調査会

本会の任務ハ「タガログ」語ニ基礎ヲ置ク国語ヲ育成採用スル観点ヨリ比律賓語ヲ一般的研究スルニアリ、而シテ本会ハ学校用トシテ公的ニ採用セラルベキ教科書ニシテ比律賓土語ヲ以テ書カレタルモノヲ教育厚生部長官ノ推薦及行政長官ノ同意ヲ得テ訂正変更又ハ修正スル権限ヲ有スルモノトス³⁵⁾

なお、昭和十七年七月二十四日には、軍政命令第一三三号「比島公用語ニ関スル件」が出され、「爾今公用語ハ日本語又ハタガログ語ト定ム、但シ当分ノ間英語ヲ使用スルコトヲ得³⁶⁾」とされ、タガログ語は、日本語と並んで公用語とされた。この

ことは、その後のフィリピンの言語の面に、少なからぬ影響を与えたと言えよう。

三、宗教・文化に関する方策

1. 対カトリック教対策

フィリピン人の圧倒的多数はカトリック教徒である。したがって、日本軍政当局は、フィリピン人の精神上に大きな影響力を有するカトリック教会をその支配下におこうとした。すなわち、コンスタンティーンによれば、「政治経済的の制度としての教会にたいしては、日本人は妥協的であり譲歩さえしたが、教会の社会的教育的影響についてはそれを切り縮めようとし、宗教的機能は監督のもとにおこうとした³⁷⁾」のである。

フィリピンのカトリック教対策については、昭和十七年三月の読売新聞紙上の「現地座談会」(マニラ)での軍政担当者の意見によく示されている。軍宗教班長の成沢中佐は、次のような基本方針を述べている。

「比島の東洋的基建を計るためには政教一致がもたらした歴史的弊害もさることながら、既にさういつたスペイン時代の余弊が見られず却つて政教分離の結果、アメリカ的自由教育方針が比島の青年子女達を全く放逸享楽に追ひやり、精神的訓練を地に墮せしめた事実を見ると寧ろ政教一致の宗教政策に復帰した方が比島民の精神的訓練ひいては日本精神の注入といふ点において効果的ではないかと思はれます。宗教も政治と緊密なる連結なくしてはその健全なる発展を望み得ない時代においては特にその感を深める。その場合以前のそれと今後その方針とが全く異なるものであること勿論です。以前のは宗教が野放図に政治を支配したのだし、今度のは政治的必要から宗教を支配する形式におくものだから³⁸⁾」。

また、成沢中佐は、新しい性格のキリスト教の誕生についての方向を次のように述べている。

「比島再建を大東亜共栄線におくためには、是非とも従来の欧米支配のキリスト教を丁度日本のキリスト教が経過して来たやうに日本的なものに改革して行くことが必要で、それには宗派の経済的独立、法皇支配からの離脱等が是非必要だと思ふ。

東洋的比島再建の進展につれ漸次在留外国人の減少が予想され外国人減少による教会収入の減少と共に無差別に真に比島人の要望する更生キリスト教が生れると思ふ。⁽³⁹⁾

要するに、ここには「欧米的」なキリスト教から脱却させ、日本支配下の「比島の」キリスト教へと指導していく方針が述べられているのである。

こうした宗教政策と関連して注目されることは、昭和一八年のはじめには、フィリピンに日本からカトリック女子使節一九名が送られていることである。彼女たちは、マニラ市内のカトリック学院で「ハナシコトバ」上巻の授業を開始し、生徒はいずれも修道女ばかり約八百名を教えているとのことであった。⁽⁴⁰⁾

なお、昭和一七年七月三十一日付の「公立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件」(指示第五八号)によって、「私立小学校ノ使用教科書ニ関スル指示第三五号ニ則リ公立学校ニ於ケル所謂宗教教育ハ之ヲ行フコトヲ得ザルモノトス」とされた。⁽⁴¹⁾

2. 日本文化の普及

「日本文化ヲ顕揚シ広く優秀性ヲ認識セシムル」(大東亜建設審議会答申)ためには、新聞、ラジオ、映画等が利用された。

日本文化の普及は、日本語の普及と密接に関連して行われている。英字紙『トリビューン』紙上では、平仮名、片仮名も登場し、日本語会話が掲載され、日本事情や日本文化が紹介された。

また、日本文化の普及と関連して、日本の音楽の普及もあげられる。日本の歌が学校の教育活動の一部に組み込まれ、子供たちは、「愛国行進曲」「進軍歌」「日の丸」その他の日本の歌を歌わされた。逆に、アメリカ国歌、「アメリカ」The Philippine Hymn は禁止された。⁽⁴²⁾ 日本の音楽は、学校のみならず、劇場でも演奏され、また商店やラジオでも流された。このほか、ラジオ体操も日本文化普及の一環として強要された。

ところで、政治的な目的でつくられ、こうした日本文化の普及に一役買ったものに、カリバビと隣り組の制度があげられる。

カリバビ (Kapisanan sa Paglilingkod sa Bagong Philipinas ≡ 新生フィリピン奉仕団) は、フィリピンの政党や諸団体を解散させたのち、「すべての

市民が義務的に所属する唯一の組織」をめざして創立され、「統制と教化のためのいまひとつの道具」⁽⁴³⁾であり、これに所属しない限りは政府や政府関係機関には雇用されないという制度であった。

また、隣り組は、昭和一七年八月に大マニラ市を中心に作られた組織で、かつての日本の社会制度と同じく相互監視と治安維持等に利用せんとするものであった。⁽⁴⁴⁾

以上のように、日本文化を注入する活動は、このような組織を通じても行われたことも言及しておきたい。

四、留日学生に関する方策

大東亜建設審議会では、留日学生に関する方策が決定されているが、それ以後、留日学生の数は徐々に増加してきていた。そこで、昭和一八年五月一八日には、文部省は留学生教育協議会を開いて、留日学生に関する本格的な対策を練り、九月一〇日の閣議において留日学生の処遇方策が正式決定されている。⁽⁴⁵⁾

こうした日本国内の動きに並行して、フィリピンにおいては昭和一八年五月一日付の『トリビューン』紙に、留学生派遣の計画が発表されている。この発表によると、将来のフィリピンの指導者となる約二〇名のフィリピン青年が高等教育を受け、日本へ派遣されることであった。⁽⁴⁶⁾

留学生の選抜は二つのグループから行われた。一つのグループは日本支配下のフィリピン警察官であり、他はハイスクールやその他の高等教育機関の優等卒業生の中から試験で選ばれた者であった。⁽⁴⁷⁾

試験は、筆記試験のほかに個人面接が行われた。筆記試験は英語で一時間行われ、数学、理科、文学、世界史、フィリピン史、時事問題、日本語であった。日本語の試験は形式的なものであり、また筆記試験よりは家柄、教育程度、適性の方が重視されていた。⁽⁴⁸⁾

こうして留日学生候補者として、一〇名のフィリピン警察官と一七名のいわゆる一般学生が決定された。一〇名のフィリピン警察官は、すべて高等教育機関卒業生で、選抜当時は、日本支配下のフィリピン警察官養成所の教官で、年齢は一歳から二九歳までの者であった。一般学生は、一五歳三名、一六歳一名、一七

歳三名、一八歳五名、一九歳四名、最高は二二歳で一名であった。彼らはフィリピンの上層家庭の子弟で、この中には、バルガス行政府長官の息子二名、のちのラウレル大統領の息子一名も含まれていた。⁽⁴⁹⁾

合格者は、五月一日から六月二七日までマニラで予備教育を受けた。予備教育は、六時―六時半、起床、室内清掃、六時半、点呼、(日本)国旗掲揚、集団体操、七時、朝食、自由時間、八時―八時半、構内清掃、八時四〇分―一〇時、日本語および日本関係教科、一〇時―正午、行軍、教練、各種の体育等、正午―三時、昼食、自由時間、三時―六時、体育および軍事教練、六時、入浴、七時、国旗降納、夕食、自習、自由時間、一〇時、消燈、という日課で行われた。⁽⁵⁰⁾

留日学生を送り出す軍政監部の考え方は、次のような「渡日留学生訓練所開所式ニ於ケル軍政監閣下訓示」にみられる。

抑々大東亜戦争ノ目標トスル処ハ、大東亜ノ天地ヨリ米英ノ侵略主義ヲ排除シ、東亞諸民族相倚リ相扶ケテ永遠ノ和平ト繁栄ノ基礎ヲ確立セントスルニアリ。此ノ目的達成ノ為ニハ東亞諸民族ガ共存共栄ノ真義ニ透徹シ、日本ノ指導ノ下ニ各民族糾合シテ共栄圏建設ニ邁進セザルベカラズ。

日本帝國政府ハ、右ニ鑑ミ南方諸地域ヨリ有為ナル青年ヲ簡拔シ、日本ニ留学セシメテ學術技術ヲ習得スルト共ニ、日本國民性ノ真隨ニ触レシメ以テ帰國後真ニ東洋精神ヲ把握シタル指導者トシテ、大東亜共栄圏建設ニ献身スベキ人材ヲ育成スル事トセリ。⁽⁵¹⁾

以上のように、留日学生についても、「日本國民性ノ真隨ニ触レシメ」「東洋精神ヲ把握シタル」「大東亜共栄圏建設ニ献身スベキ人材ノ育成」であることがよく示されているのである。

おわりに

以上述べてきたように、本稿では、フィリピンにおける日本軍政下の文教政策を、大東亜建設審議会の答申にそってあきらかにしてきた。

このことから、フィリピンの軍政(監)部が実施した文教政策は、少なくとも表面上は忠実に日本政府中央の基本方針に基づいていたと言えよう。すなわち、各施策は、あくまで日本の国家意志である「大東亜共栄圏」の理念を強引にフィ

リピン人に注入することをその目的としていたと言えよう。

資料上の制約から諸施策について十分に検討することのできなかった部分もあり、また本稿の最初の部分でも述べたように、日本側の文教政策を中心に検討してきたため、フィリピン人の側の文教施策に対する反応や反撥については、ほとんど触れることができなかった。したがって、こうした点についての考察は、別の機会に行いたいと思っている。

参考文献および注

- (1) クラウゼヴィッツ著、篠田英雄訳『戦争論』(上巻)、岩波文庫、昭和四三年、五八頁。
- (2) 同右書、二九頁。
- (3) 拙稿「大東亜建設審議会に関する一考察」『研究紀要』第二五号、岡山県立短期大学、昭和五六年、参照。
- (4) 渡集団軍政監部『軍政公報』第一号、マニラ日日新聞社、昭和一七年三月、一四―一五頁。以下『軍政公報』と略す。
- (5) 『軍政公報』第四号、昭和一七年六月、一三頁。
- (6) 『軍政公報』第一号、一五―一六頁。
- (7) 『軍政公報』第四号、九頁。
- (8) Florentino, Alberto B., *A Study of the Educational System in the Philippines under the Japanese Regime*, MA Ed. Thesis, Manila: Adamson University, 1951, pp. 21-22.
- (9) 『軍政公報』第四号、一〇頁。
- (10) 『軍政公報』第六号、昭和一七年一〇月、四頁。
- (11) Florentino, *op. cit.*, p. 25.
- (12) *Ibid.*, pp. 25-26.
- (13) *Ibid.*, p. 26.
- (14) 日本軍政下の児童・生徒数の統計は不確実であるが、昭和一八年には戦前に比べて、公立小学校では約三分の一の児童が、公立中等学校では約二分の一の生徒が就学してゐた。(Victor Gosiengfiao, "The Japanese Occupation: The Cultural Campaign", *Philippine Studies*, April, 1966, p. 235.)

- (15) 『朝日新聞』昭和十七年八月一八日。また、同じ記事で、再開された小学校四年生の一日の時間割が、次のように報道されている。
午前七時四五分―八時〇五分 修身
八・〇五 ―八・二〇 書方・音楽
八・二〇 ―八・三五 算術A
八・三五 ―八・五〇 算術B
八・五〇 ―九・一〇 体操
(一〇分間休憩)
九・二〇 ―九・三五 英語スベル
九・三五 ―九・五〇 同
九・五〇 ―一〇・〇五 英語読本・発音
一〇・〇五 ―一〇・二〇 同
一〇・二〇 ―一〇・四五 家事
- (16) 石川準吉『国家総動員史』第三卷、同刊行会、昭和五〇年、一一二―一三頁。
- (17) 『軍政公報』第四号、一一頁。
- (18) 『軍政公報』第三号、昭和十七年五月、一一二頁。
- (19) 同右書、一一頁。
- (20) Florentino, *op.cit.*, p.20.
- (21) *Ibid.*, p.34.
- (22) 扇谷正造「マニラの一日―学校・子供・日本語・隣組―」『教育』第一卷、第七号、昭和十八年、四六九―四七〇頁。
- (23) 同右論文、四七〇頁。
- (24) 『軍政公報』第六号、昭和十七年一〇月、序一九頁。
- (25) 内山良男「比島の日本語と日本語問題(一)」『日本語』第四卷、第一号、昭和十九年、九頁。
- (26) 同右、一〇―一一頁。
- (27) 同右、一一頁。
- (28) 『軍政公報』第二三号、昭和十八年一月、頁打なし。
- (29) 浦生英男「フィリピンに於ける日本語教育の現況」『日本語』第四卷、第一号、昭和十九年、四〇頁。
- (30) 『軍政公報』第二二号、昭和十八年八月、四頁。
- (31) 同右。

- (32) 同右書、五一―一〇頁。
- (33) 石黒修「日本語教育の新しい出発」『外地・大陸・南方日本語教授実践』国語文化学会編、国語文化研究所、昭和十八年、二五〇―二五二頁。
- TRANSLATE INTO ENGLISH
一、ドノ イエ ニモ ヒノマル ノ ハタ ガ タテテ アリマス。
アレ ワ ニッポン ノ コッキ デス。
二、ハル ニ ナルト イロイロ ナ ハナ ガ サキマス。サク
ラノ ハナ ワ イチバン キレー デス。
三、アナタ ワ ニッポンゴ オ ハナスコト ガ デキマス カ。
マダ ヨク デキマセン。
(中略)
- TRANSLATE INTO NIPPONGO
1. Is that tall person your father? No, he is not my father.
2. Yesterday I went to the park with my younger sister by caromata.
3. It is time to go to school now.
(中略)
- NIPPONGO GRAMMAR
(A) Fill up the blanks.
一、サトーサン コロコ オイデ□サイ。
二、ソラ □ □ スコシノ クモ □ アリマセン。
(中略)
- (C) Write the present progressive form and the past form of アルキマス
- (34) 浦生英男、前掲論文、四一―四二頁。
- (35) 『軍政公報』第三号、三三―三四頁。
- (36) 『軍政公報』第六号、五頁。
- (37) コンスタンティノ著、鶴見良行他訳『フィリピン民衆の歴史』第三卷、井村文化事業社、昭和五五年、六九八頁。
- (38) 『読売新聞』昭和十七年三月二四日付。

- (39) 同右。
- (40) 『朝日新聞』(東京)昭和十八年二月二日付。
- (41) 『軍政公報』第六号、四頁。
- (42) Florentino, *op.cit.*, p.78.
- (43) コンスタンティノ著、前掲書、七〇四頁。
- (44) Gosiengfiao, *op.cit.*, p.238.
- (45) 高山毅「留學生教育の計画化」『教育』第一一巻第一〇号、昭和十八年、五四頁。
- (46) Goodman, Grant K., *An Experiment in Wartime Intercultural Relations: Philippine Students in Japan, 1943-1945*, Department of Asian Studies, Cornell University, Ithaca, New York, August, 1962, p.2.
- (47) *Ibid.*,
- (48) *Ibid.*, pp.3-4.
- (49) *Ibid.*, p.3.
- (50) *Ibid.*, p.8.
- (51) 『軍政公報』第一二号、頁打なし。

昭和57年3月5日受理